

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

まん延防止等重点措置解除後の県立学校における教育活動等について（通知）

沖縄県の感染状況は、未だ予断を許さない状況にありますが、県感染症対策本部では、まん延防止等重点措置の解除基準を下まわった区域については、措置を解除することとしております。

ついては、措置解除対象区域の県立学校における教育活動等を下記のとおりとしますので、職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。また、解除対象外の県立学校においては、令和 4 年 1 月 27 日付け教県第 1803 号の通りとします。

今後も感染者数の減少を維持し、再拡大を防ぐため、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 まん延防止等重点措置の解除対象区域等

- (1) 対象区域：宮古島市の県立学校 4 校（宮古高校、宮古工業高校、宮古総合実業高校、宮古特別支援学校）
- (2) 措置解除日：2 月 7 日（月）

2 教育活動上の対応

- (1) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021. 11. 22、Ver. 7 ※2021. 12. 10一部修正）』を遵守すること。

- (2) 学校行事等

学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

- (3) 部活動等

部活動は感染防止対策を徹底し、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日休日 2 時間以内の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。

（令和 4 年 2 月 4 日付け教保第 1714 号通知参照）

3 登校できない児童生徒への対応

- (1) 感染不安により、児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合、欠席とせず、出席停止の扱いにするなど、進級・進学等に不利益が生じないように、柔軟に対応すること。
- (2) 学級閉鎖等により、やむを得ず登校できない生徒に対しては、オンライン等による学習支援を行うこと。

4 感染症対策の徹底について

- (1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。 常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

- (2) 健康観察の徹底

① 児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。

② 家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、登校を控えるよう指導すること。

- (3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

5 学寮等の感染症対策

- (1) 学寮内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察（PCR検査等の推奨）や感染症対策をさらに徹底すること。
- (2) 学寮においては、離島地域の感染防止の観点から、まん延防止等重点措置解除後も、週末の離島出身者等の自宅等への帰省は極力控えさせること。 また、その際は保護者の了解を得ること。

6 その他

- (1) まん延防止等重点措置解除後も、不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも、その旨協力を依頼すること。
- (2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

【本件担当】

- 感染症対策全般、学級閉鎖等、運動部活動、学校給食に関すること
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750
- 文化部活動に関すること
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 F A X 098-866-4350